## 全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望 要管理番 項号	望事 分割补管理 助番号	輔 統合 T	管理 所管	管省等	§当法 令	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	) 措置の概要(対応策)	その他		措置措置の分の対象	措置の概要(対応策)	要望主体	5	安里框 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5002 500	02001	z11	0001 法矛 外 3	8省、 理	入及3管難 近で法	日系4世は、日系3世と同等の在留 資格が付与されていない	d I	日系3世までの日系人については、身分に着目制限なく受け入れられ、主として単純労働者として就労している実態がある。日系人の受入れのあわりについては、現状を改め、例えば新たに一定の日本語能力、安定的雇用の確保等を要件とするぐきとの意見もあり、今後政府部内において検討すべき課題となっている。	5	-			シグマグルーブ (株式会社シグマ テック株式会社シ グマフェリーズ)	1		日系4世への日系3世と同等の在 留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会 を与え、日本の労働力強化に寄与する為に、民間企業	日系4世は、出人国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別疾患2で、日系3世と同等の適格が付与されていない。 が、日本在性の一部の4世等、4末を終わてはいる情報だが、不公 同での入国には実質的認められてはいる機能だが、不公 平である。後は、すべての日系と世で付し居系世と同等の 地位を付与することを強く求める。	入管法	法務省·外務省	在日の日系4世については、3世の両親に帯同して来日しているが、帰国時期が西郷を列断により、東てに就労可能な年齢に達して来てに対けるが、原生の主な年齢に達して来てに対しているともかがの自由が明確に明まされているとしまった。 は多になっているというでは、東京を表して来て、東京を表して、東京を表して、日本を表して、日本を表して、日本を表して、日本の、問題となって、日本が、問題となって、日本が、問題となって、日本が、問題となって、日本が、問題となって、日本が、問題となって、日本が、問題となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、同様となって、日本が、日本が、日本が、日本が、日本が、日本が、日本が、日本が、日本が、日本が
5039 503	39002	z11	0002 房、	閣官 外置	務省設   信法、内 信法、人内 信法	在日外国人の待遇に関しては、各省 方がそれぞれの施策を実施していると るであり、外務省においても、関係行 及機関化の連絡調整をしては、内 原は同ないって、定期的に外間 最も問題については、内 働者問題即所省分下連絡令選書・開地しているほか、外国人の在設情線の把 握と在監管理の問題については、「外 国人の在監管理に関するワームでは、「外 チーム、において検討しているところで ある。	d I	「小さくて効率的な政府、の実現に向けた行政改革が進められている中で、所なな組織を設置する。 は国難で多るが、外国、に関するそれでもの 策については、「制度の現状、のとおり、関係省庁の 取組みや関係省庁連絡会議の開催により対処して いるところである。	男 一般守直は 一部野女での戸、町 な	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分 現、措置の概要(対応策)について再検討いただき たい。 (行政改革の趣旨に 無駄を省(中でやるべきこと は行うという考えだと思うが、今後もFIAやビPAの 締結により外国人労働者の国内受け入れがますま、 増加すると改和行きが下海によって、外国人 政策を一元的に担当する組織は重要になると考え、 ただもい。 ただもい。 たださい。 たださい。 たださい。 たださい。 たださい。 たださい。 たださい。 なであず、現実問題として立ち とは言い報は、また、外国人に関するそれぞれ か国人に対する課題解決については、効率的であ とは言い報は、また、外国人に関するそれぞれ かをしていては、「制度の現状、のとおい。関係者 とは言い報は、また、外国人に関するそれぞれ かを取りでの取得での過程である。 差を思いさるを何ない。 大きして、または、 を表してると同様での過度 差を思いさるを何ない。 会の現場的な要型に対しても を総合的に捉えているとは思えない。 を総合的に捉えているとは思えない。	С	前回お答えしたとおり、「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進めれている中で、新たな組織を設置することは困難であるが、外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」のとおり、関係省庁の取組みや関係省庁連絡会議の開催により対処しているところである。	外国人集住都市会 1. 議 座長 四日市市	2	Α	外国人に関する総合的な政策推 進のための組織の設置	将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する組 類(例えば'外国人庁,あるいは'多文化共生庁,)が必要 となることが予定われるが、当面の計量として、外の 受け入れに関する政策を任任外国人に関する政策を総合 的に企画立案と総合機等する部の人に関する政策を総合 的に企画立案と総合機等する部の人が、総合の 人政策推進高、あるいは'多文化共生推進室」を内閣官 房文は内閣府に設置すること。		「規制の現状」内閣官房の「外国人労働者問題関係省庁連 経合記した。自動行の機能の調整を行うため、ことしての 総合では、現場を企動が変する情報を持しない。ま を合うない事態、現場を企動が変する情報を持しない。ま 上のは、現場対策関係会通の下に設けされ、外国人の在留 に関する情報を正確に把握、総合的に置する代表では 構設するとの特定の目的のために設置されているものの。 配としての総合のが外国、以野を企動立業する情報を有しない。さらに、内閣所「規制改革、民間開放推造金編業等 周は、外国人党軍に関する要を受理し、信信所で資料 の提出を求めるなどの情報を有するものの、総合的な外国 関連を対象を表している。 第2日本のでは、大田人に関する社会のの提出を表しました。 が、日本のでは、日本のでは、また、同時期に提出した規模が 展開が、展開において、は、また、同時期に提出した規模が 展開にあいて、外国人に関する場合的な数は 規格制の整備のための指揮を受望したが、現場に支援が 展開によります。 第2日本の表の目をはなっていない。しか、近年に が、日本の表の表の目をはなっていない。しか、近年に が、日本の表の表の目をはなっていない。しか、近年に が、日本の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	内閣法 規制改革議 規制改革議 機工 の外国人名庁連庁 国際関係を 会議関 で の在留管 で の石留管 で の石留管 で の で の で の で の は の の に の に の に の に の に の に の に の に の	内閣官院, 内閣部,	
5039 503	39003	210	0003		_	-		ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日・ブラジル政府間は譲の場を立ち上げることを提案がみ、今後早期に協議を立ち上げるれるよう、引き焼きブラジル側との調整を行う。	-	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の概要(対応策)について再終部いただきたい、本要望に対する。政府における迅速な取り組みに感謝する、現在のブラジル連邦共和国政府との調金の連移状況等について、現時点で明らかにできるものがあればお教えいただきたい。」	ь —	6月21日、担当課長をブラジルに派遣し、今後犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の 訴追を実現することを目的とした協議の場を立ち上げることを提案した。早期に個議を立ち上げられる ばることを提案した。早期に個議を立ち上げられる よう、ブラジル政府と調整を達めている。	外国人集住都市会	3	Α	ブラジル連邦共和国との犯罪人 引渡し条約の締結及び代理処罰 制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容 録者に対し、犯罪人引定(系統)の領領による引度しや 司法共助による代理処罰など、日本国政府として厳正な 対処を講じること。		現在、日本とプラジル連邦共和国の際には、「犯罪人引流 条約」がなく、日本国内で需率犯したプラジル人が解国して まう日本の同点による級動ができない。また、代理の まう日本の同点による級動ができない。また、代理の 必服制をはおれていない、たのプラジル連邦共和国司法当局によ 必服制をはおれていない、たのプラジル連邦共和国司法当局によ の部長者が身柄拘束前に帰国してしまい刑事事の適用をよ な期間の構築を妨げるものであり、またが国人への個具を な関係の構築を妨げるものであり、またが国人への個具を の表現のがある。 の表現のために系統の側輪を代理処罰制度の確立が不 可欠である。	刑法第1条	警察厅長宫用 房間隔部用 等 注 房间 房部 市 等 注 局 、 南 来 局 局 局 局 局 局 局 局 局 局 局 局 局 局 局 内 局 ら 向 の 有 の 有 の 有 の 有 の 有 の 有 の 有 の 有 の 有 の	
5051 508	51001	z11	0004 警察外	8.庁、 外置 8.務省 余: 6.	務省設 · 7	一定の条件を満たす中国人に対すし には、1年又は3年有効の短期滞在数 次直証を発給している。	d	一定の条件(詳細については外務省HP参照)を満たず中国人に対しては、申請人及び招へい人からの申請内容に基づき、数次査証を発動していこととしたい。 俊とも数えば立即は無いである。 「成代でのための、数次、登証等数にこいては、共日外国人の保持の大きが、共日外国人の不法が、共同者数及び大田外国人の平地によりては、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の内容、措置の概要(対応策)につき再接対解化はいました。 は現在、中国人に対する短期滞在数次査証の発給対象者は適用目的の者及び文化人に限されている。また、数文産証対象者以外で日本に知え等がいない情が、単なる観火目的で訪日する場合は一次電証する手能的にでは、以決定さる。 大変証が主を発生しているい。 が表証するとしている。 大変証がより、 を表している。 は、一般には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	d	観光目的での訪日を希望する中国人に対しては、団体観光査証を発給しており、平成17年7月より右対象地域を中国全土に拡大したところである。不法滞在等を発生させることない中国人助日観光客の増加を包含が、本年7月より団体観光のでは、18年6月30日付国土交通省プレスリリース・中国のは観光流行制度の改善について、参照・本年8月より在重機総領事権で団体観光査証の申請受付を開始する(7成18年7月27日付外務省プレスリリース・中国国民訪日団体観光流行の宣址の扱い公館について、参照等の指揮を大きない。	長崎県	1	Α	一定の条件を満たす中国人に対 する数年有効マルチピザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全 てに対して数年有効のマルチとザ発齢を認めてもらいた し、		現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAFECビジネス数次直近が発給されているところであるが、影響実績が少なった。 いけ次氏のある 「大田 大田 大	出入国管理及び難 民認定法第6条第 1項	外務省	

## 全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望 管理番 号	要望事項管理 番号	分割補 統領 助番号	合 管理 所管領 コード 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 措置 の分 類 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項番 号 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5056	5056002		z10005 外務省	20条及び 合に	らにおいて旅券手数料を支払う場 は、当等手数料の額に相当する 印紙と証紙を受物証にはって納付 している。	С	国内において国に納付する旅券手数料について、収入印紙を受領証にはって納付させているのは、多金で譲すかつ園房に手数料を徴収するためであ 低に印紙によらずたリンットカードによる立替払いを認めた場合、下起い、及び2、のような問題があって申請者に不利益となりかなないとからこれなお、収入日紙自任を組入するためのフレジットカード決済を認めるか否がについては、当省の所管でないため回答することができない。1、4納人佐知書、(財政法等・名、会計法等・条及び予決令第29条)の発行が必要となる等値的なのでである。1、4納人佐知書、(財政法等・名、会計法等・条及び予決令第29条)の発行が必要となる等値的なりで表しました。その結果手数料の増額は必定、4所等手数料は国と都道所県の双方別々に支払の少更がある。例:10年終予であれば国に支払の内、都道府県に2000円をそれぞれ支払う必要がある。	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改め て回答されたい。 「収入印紙を購入する為のクレジットカード決済を認 めるか否かについては、所轄外であり回答できない とのことであるが、所轄直庁が収入印紙のクレジット カード決済を認めた場合、外務省としては収入印紙 のクレジットカード決済については問題無しとして良 いか確認させていただきたい。」	С	仮に収入印紙(及び証紙)のクレジットカード決済に つい下所管官庁等が認めた場合には外務省として 現庁審務処理を制定変更がないのであれば非段問題はないと考える(収入印紙と証紙を受領証にはっ て旅券手数料が納付されるのであれば、これらの購入方法を問わず外務省として特段問題はない)。	≀レジットカード等 連絡会	<b>В</b> 2 Α /	「スポート申請費用に係わるカー ド決済導入の件	バスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利使性を高める。	請者に替わり立替払いを行う。 収入印紙の購入・貼付なく、交付窓口において申請	印紙の購入・貼付さなくし、交付窓口において申請費用を クレンカ・ト洗剤できるようになれば、申請手続きが一者 た、交付窓口における申請費用のフレジットカード洗剤が 製電さあった場合における申請費用のフレジットカード洗剤が 製電さあった場合における中間を開始。 V増加した トレニンながるものと考える。 一方、収納者側にとっても現金の収扱いが無くなり事務の 効率化がはかれるため、申述。 じる。	· 旅券法 · 印紙税法	外務省および 各都道府県庁	
5057	5057139		210006 全省月	- 特になし	個別の契約に基づく	Ad —	個々の契約に基づ〈合臣事項であり、規制が存在するわけではない。なお、無制限な債権の譲渡は、国債務権利領係を複様化、備主が特定できななる。契約当事者の一方である国に過剰な事務負担を生じせしめる可能性があるためがまいた。 地を生じせしめる可能性があるためがまいた。 およているが、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、外務省としては検討可能。	-	要望主体からの以下の更なる意見、および、他省 庁における対応状況も踏まえて、改めて検討される とさもに、検討のスケジュールにつき示されたい。 「多くの音庁においては、債権譲渡禁止特約の解除 省「平成18年度中実施に向けて検討、法務省「日 金長を検討)、終務省(当日で統一的な対場では、 原統予実施であるため、全場での統一的な対応に 向けて、未実施省庁の早急な対応を強く要望す る。」	Ad -	一定の金融機関に対する債権譲渡禁止特約の解除は既に実施済み、また、全省庁の統一的な指針が示されれば検討可能。	(社)日本経済団 連合会	体 139 A d	国・地方公共団体向け金銭債権 証券化に係る譲渡禁止特約の 解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに 譲渡勝止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共 通のルール、譲渡元が金銭機関の場合は機構が関い は乗りの適用除外とする、事前求認手販を大幅に開業 化する、債権限度に対する収取した第一すること検定 し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共区 体についても同様の紙一的な収扱うべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特別の存在が 関連となっている。債権譲渡禁止特別の廃止に向けて、自 省所、地方自治体が対差が一分の下で増減に取り組むこと が気められる。		全省庁、地方 公共団体	国の機関及び地方公共団体 同けの金銭機構については、譲 実験は持ちがが行っていることが多く、当該金銭機構の証券化 等を、当該金銭機構の証券化 等を、当該金銭機構の証券化 等を制定が多くできない。 近年、一部の省庁においては 業を認めたり、特定の譲渡表に 選を認めたり、特定の譲渡表に 高の場合である。全軍における 日本の場合である。全軍における 日本の場合である。 日本のの場合である。 日本のの場合である。 日本のの場合である。 日本のの場合である。 日本のの。 日本のの。 日本のの。 日本ののの。 日本ののの。 日本ののの。 日本ののの。 日本ののののの。 日本のののののののののの
5066	5066004		210007 全省应	<ul><li>特になし</li></ul>	個別の契約に基づ(	Ad —	個々の契約に基づ〈合義事語であり、規制が存在するわけではない。なお、無制限な債権の譲渡は 国の債務権制備を複雑化(機工が特定でなる)、契約当事者の一方である国に過剰な事務負 担を生じせんある可能性があるためがまいたし、 考えているが、全省庁で統一的な対応がされるので あれば、外務省としては検討可能。	( –	要望主体からの以下の更なる意見。および、他省 庁における対応状況を踏まえて、改めて検討される とともに、検討のスケジュールにつき示されたい。 「多くの合庁においては、債権譲渡建址特勢のの解析 省「平成18年度中実施に向けて検討」、法務省に引 会続を検討)、券務省(全省下統一的な対場で、 が大学友際であるため、全省庁の統一的な対応 が大学友際であるため、全省庁の統一のな対応 向けて、未実施省庁の早急な対応を強く要望す る。;	Ad -	一定の金融機関に対する債権譲渡禁止特約の解除は既に実施済み、また、全省庁の統一的な指針が示されれば検討可能。	社団法人リース 業協会	# 4 A a	国・地方自治体向け金銭債権の 近分化に関する情報譲渡禁止特 約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権 譲渡禁止特別の解除の対象となる契約(リース契約等)及 び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統 一台かつ率急な対応が求められる。		全省庁, 地方 自治体	
5083	5083004		210008 全省月	東京 (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東	特段公開に関する規定はない。 議会そのものは原態で能とはなっ ないが、審議会の概要は外務当ト Pで公開されている。 か交流職業は、「審議会会の管理化に関する基本的計画、平成 4月71日間接次で1まる「編集・4)、 に、基づき、電流では、「編集・4)、 、「馬等)を、電流を総会終了後速 いに会議概要を外務省か一丛へ 掲載することをもって一般に公開	該当無	ら、個別に判断すべき	情報第5 開第第2項 条及びを第6 項を 照。	ら問題は生じないはずで、支障のある場合のみ「非	新川 放無 放無 調 中 整 中	*************************************	人「子どもに無煙	· A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	校府省庁の審議会は原則的に公 関(房籍可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進宗教部会や中央社会保険医療協議会など)はな別、例範可能で、事前にホームページで広報させている。 力が、例えば財務省の財政制度等議会化では、財務省のホームページの 第文科会、税制関金会などは、財務省のホームページの 週間予定には指導されているが、非心別になっていこ。 れら審議会等は、公開(物能可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の適時性が高まり、かつ国民を情報を減 やかに知ることにより、早期の情報人手と対応が可能 になる。	政府省庁の審議会の資料が後日() - 2週間後)そのホ ムペープで公開され、1 - 数力月後には講解を対金開され でいるようである。国民が審議情報の資格を知るには余い ではる大きなが、国民が審議のとい。会後、審議会長が起き業 をや金見をする場合をあるが、あわせて公開(優勢可能)を 動き作学(なっている政策大学である。 動き作学(なっている政策大学、実施にあたって、国民の 知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可 欠な制度である。		全省庁	